

平戸市建設工事指名停止措置要領の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○平戸市建設工事指名停止措置要領 平成19年9月28日告示第104号 (指名停止の期間の特例等)</p> <p>第4条 略 2～3略</p> <p>4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間（<u>当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月</u>）まで延長することができる。</p> <p>5～7 略 (独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)</p> <p>第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、市発注の事案において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号、第6号又は第7号に該当した場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは<u>課徴金納付命令</u>又は公契約関係競売等妨</p>	<p>○平戸市建設工事指名停止措置要領 平成19年9月28日告示第104号 (指名停止の期間の特例等)</p> <p>第4条 略 2～3略</p> <p>4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間（<u>当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月</u>）まで延長することができる。</p> <p>5～7 略 (独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)</p> <p>第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、市発注の事案において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号、第6号又は第7号に該当した場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>(2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは<u>課徴金納付命令若しくは審決</u>又は公契約</p>

改正後

害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) から (5) 略

附 則（平成22年3月19日告示第12号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第56号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第44号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月8日告示第1号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の平戸市建設工事指名停止措置要領の規定は、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和3年4月19日告示第72号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

虚偽記載及び事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 平戸市（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）が発注する工事等（以下この表において「市発注工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争において、 <u>入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書</u> 、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

改正前

関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになった場合 それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) から (5) 略

附 則（平成22年3月19日告示第12号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第56号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第44号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月8日告示第1号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の平戸市建設工事指名停止措置要領の規定は、令和2年12月25日から適用する。

別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）

平戸市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 平戸市（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）が発注する工事等（以下この表において「市発注工事等」という。）の契約に係る一般競争及び指名競争において、 <u>競争参加資格確認申請書</u> 、その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

改正後		改正前	
2 (過失による粗雑工事等) 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（ <u>契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）</u> が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内	2 (過失による粗雑工事等) 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（ <u>契約不適合</u> が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
3 (契約違反) 前号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内	3 (契約違反) 前号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
4 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内	4 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
5 <u>長崎県内における市発注工事等以外の工事等</u> （以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内	5 <u>市発注工事等以外の工事等</u> （以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
6 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内	6 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると	当該認定をした日から2週間以上2か月以内	7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

改正後

認められるとき。

別表第2（第2条、第4条及び第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、平戸市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 4か月以上12か月以内</p> <p>(2) 3か月以上9か月以内</p> <p>(3) 2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次に掲げる者が、平戸市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 3か月以上9か月以内</p> <p>(2) 2か月以上6か月以内</p> <p>(3) 1か月以上3か月以内</p>
<p>3 次に掲げる者が、平戸市外の他の公共機関の職員に</p>	<p>逮捕又は公訴</p>

改正前

認められるとき。

別表第2（第2条、第4条及び第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、平戸市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 4か月以上12か月以内</p> <p>(2) 3か月以上9か月以内</p> <p>(3) 2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次に掲げる者が、平戸市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 3か月以上9か月以内</p> <p>(2) 2か月以上6か月以内</p> <p>(3) 1か月以上3か月以内</p>
<p>3 次に掲げる者が、平戸市外の他の公共機関の職員に</p>	<p>逮捕又は公訴</p>

改正後		改正前	
<p>対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>を知った日から</p> <p>(1) 2か月以上 6か月以内 (2) 1か月以上 3か月以内 (3) 2週間以上 2か月以内</p>	<p>対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>を知った日から</p> <p>(1) 2か月以上 6か月以内 (2) 1か月以上 3か月以内 (3) 2週間以上 2か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第7号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p>	<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第7号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p>
<p>5 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(第7号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p>	<p>5 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(第7号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>	<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>7 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事等に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上<del>36か月</del>以内</p>	<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>7 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき(当該工事等に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け、</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上<del>36か月</del><u>24か月</u>以内</p>

改正後		改正前	
又は逮捕された場合を含む。)		又は逮捕された場合を含む。)	
(2) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		(2) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(建設業法違反行為)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内	(建設業法違反行為)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
8 建設工事において、有資格業者である個人、又は有資格業者である法人が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。)		8 建設工事において、有資格業者である個人、又は有資格業者である法人が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。)	
9 市と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内	9 市と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
(不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内	(不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定をした日から1か月以上9か月以内	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定をした日から1か月以上9か月以内